

## 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱

制 定 平成20年4月10日 磯福第87号（区長決裁）

最近改正 令和6年1月15日 磯福第1214号（区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業要綱（以下「事業要綱」という。）第6条に規定する補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的として定める。

2 前項に定める補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （対象団体）

第2条 補助金の交付対象団体は事業要綱第3条に規定する地区別計画推進組織（以下「地区推進組織」という。）とする。

### （対象事業）

第3条 補助の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）事業要綱第4条第2項第1号に掲げる地区推進組織の運営（以下「地区推進組織運営費分」という。）
- （2）事業要綱第4条第2項第2号から第8号までに掲げる福祉保健活動（以下「地区別取組分」という。）

### （対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、第3条に定める活動に直接要する経費のうち、別表1に該当するものとする。

ただし、交付対象団体は、事業の実施にあたって受益者負担を考慮するなど効率的な補助金の執行に努めるものとする。

### （補助金額）

第5条 第3条第1号に定める地区推進組織運営費分に対する補助金の交付金額は、別表2に定める額を基準として、地区推進組織からの申請に基づき磯子区長が定める金額とする。

2 第3条第2号に定める地区別取組分に対する補助金の交付金額は、予算の範囲内で事業数に応じて磯子区長が定める金額とする。

### （上限額決定通知）

第6条 第5条に規定する交付上限額は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金上限額決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(交付時期と精算時期)

第7条 補助金の交付は交付申請後、通常1か月程度で行い、補助事業の精算は年度終了後に行う。

(交付申請)

第8条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年5月の末日とする。2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、「スイッチON磯子」事業補助金交付申請書(第2号様式)を用いなければならない。なお、補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する事項については、次項に定める様式に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項の規定により申請書に添付する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別計画推進組織運営費分 実施計画書・収支予算書(第3号様式)

(2) 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 実施計画書(第4号様式)

(3) 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支予算書(第5号様式)

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と定める補助金交付申請書への添付書類は、「スイッチON磯子」地区別計画推進組織名簿(第6号様式)とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、「スイッチON磯子」事業補助金不交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、「スイッチON磯子」事業補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。なお、交付決定額の全額を第7条で定めた時期に交付する。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、「スイッチON磯子」事業補助金交付請求書(第9号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助団体が区長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類

ア 「スイッチON磯子」事業補助金実績報告書（第10号様式）

イ 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 実施報告書（第11号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類

ア 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別計画推進組織運営費分 実施報告書・収支決算書（第12号様式）

イ 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支決算書（第13号様式）

ウ 「スイッチON磯子」事業補助金領収書等提出用紙（第14号様式）

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（補助金額の確定通知）

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、「スイッチON磯子」事業補助金交付確定通知書（第15号様式）により行うものとする。

（補助金交付決定の取消及び返還請求）

第14条 補助金規則第19条第3項及び第20条の規定により、区長は、補助金交付を決定した地区別計画推進組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、「スイッチON磯子」事業補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により通知するものとする。また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとし、「スイッチON磯子」事業補助金返還請求書（第17号様式）により、行うものとする。

(1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(4) 当該年度の補助金に余剰金が生じたとき。

（関係書類の保存期間）

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、磯子区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 磯子区地域福祉保健計画地区別重点的取り組み事業助成金交付要綱（平成19年5月18日磯福第629号）

(2) 磯子区地域支えあい事業助成金交付要綱（平成19年5月18日磯福第625号）

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 磯子区地域福祉保健計画策定会議補助金交付要綱（平成21年7月31日磯福第664号）は廃止する。ただし、同要綱は平成21年度予算に係る補助金について、廃止後もなお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度の予算に係る補助金の交付の申請等の手続その他のこの要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度の予算に係る補助金の交付の申請等の手続その他のこの要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 令和3年4月1日に「スイッチON磯子」が策定されていなかった場合、策定までの間、第2条第2項の「各地区の地区別計画」及び第3条第1項第2号並びに第3号の「地区別計画」は「スイッチON磯子骨子の基本目標」に読み替えることとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 令和4年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付事務取扱要領（令和2年9月30日磯福第856号）は、廃止する。ただし、同要領は令和4年度予算に係る補助金について、廃止後もなお、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。
- 2 令和5年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1（第4条）

## 対象経費一覧

費目		内容
活動費	使用料及び貸借料	・会場及び車両、機材等の使用料・貸借料（自治会町内会会館使用料は除く。）、自治会町内会会館の水道光熱費（500円/回）
	燃料費	・資材などの運搬等に伴う車両の燃料費
	交通費	・事業の実施や会議参加のために利用する公共交通機関等の交通費
消耗品費	物品購入費	・活動に伴う事務用品、材料等の購入
	食材費、食糧費	・昼食会やサロン等の事業開催に伴う食材費、食糧費（参加者から参加費を徴収し、不足分のみを補助の対象とする。） ・会議開催に伴う茶菓代（上限：300円/人・回）
謝金	謝金・謝礼・費用弁償	・講師・出演者・協力者等への謝金・謝礼 ・ボランティア等に対する費用弁償
通信運搬費		・活動に伴うハガキ、切手代、郵送料
保険料		・事業の実施に伴う行事保険、ボランティア活動保険などの保険料
印刷製本費		・資料やチラシ、ポスター等の印刷経費
その他		・その他、区長が必要と認めた経費

備考 次の経費は、補助の対象外とする。

- (1) 事務所等の維持管理費（家賃等）
- (2) 一般的に見て華美な物品、食材、食糧等の購入
- (3) 酒・アルコール類
- (4) 会議における弁当代
- (5) スタッフによる懇親会
- (6) 備品の購入（机・椅子などの什器、パソコンなど）
- (7) 金券類
- (8) 賃金・手当などスタッフの労務対価として支払われる人件費
- (9) 電話、インターネット通信費などの経費
- (10) その他、区長が不適當又は不必要と認める経費

別表2（第5条）

## 交付基準

対象事業	基準額	補助限度額
第3条1号に定める活動	会議出席者×200円	30,000円

磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名

磯子区長

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 上限額決定通知書

年度「スイッチON磯子」事業補助金について、交付上限額を次のとおりとすることを決定しましたので、通知します。

### <補助金上限額>

1 地区別取組分

\_\_\_\_\_円

2 地区別計画推進組織運営費分

\_\_\_\_\_円

担当 磯子区福祉保健課事業企画担当  
電話 750-2442

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

磯子区長

「スイッチON磯子」事業補助金交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱を遵守します。

団体名		ふりがな	
		代表者氏名	
代表者住所			
補助金交付申請額	円		

■ 「スイッチON磯子」事業補助金 内訳表 （単位：円）

（1）地区別取組分（要綱第3条）

No.	事業名	事業支出合計額	
		うち補助金申請額	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	小計		

（2）地区推進組織運営費分（要綱第3条）

補助金申請額	
--------	--

[添付書類]

- ・ 「スイッチON磯子」事業補助金 地区推進組織運営費分 実施計画書・収支予算書（第3号様式）
- ・ 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 実施計画書（第4号様式）
- ・ 「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支予算書（第5号様式）

年度 「スイッチON磯子」 事業補助金  
地区別計画推進組織運営費分 実施計画書・収支予算書

推進組織名	
補助金申請額	円 (200 円 × (a) 人)

■事業計画書（            年4月～            年3月）

日程 (回数)	内 容	会 場	参加者数 (予定)
合 計	回		(a)



年度「スイッチON磯子」事業補助金  
地区別取組分 実施計画書

事業名		内訳表No.	
実施団体			
事業の目的			
事業の内容			
事業の対象者 (〇印を付ける)	①高齢者      ②障害児・者      ③子ども・青少年 ④住民全般    ⑤その他 (                                    )		
スイッチON磯子の位置付け (〇印を付ける)	①共に支えあうお互いさまのまち ②自分らしく健やかに暮らせるまち ③多様性を認めあい 活動が広がり つながりのあるまち		

■年間事業計画（              年4月～              年3月）

月	日程（回数）	内 容	会 場	参加者数（人）
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

年度「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支予算書

事業名		内訳書No.	
-----	--	--------	--

科目		予算額	内訳・算出根拠
収入	スイッチON磯子 事業補助金		
	参加者の会費・参加費		
	自治会町内会・地区社協からの 助成金		
	その他 ( )		
収入 合計			(支出合計と一致させてください)

科目		予算額	内訳・算出根拠	
支出	補助対象経費	活動費		
		消耗品費		
		謝金		
		通信運搬費		
		保険料		
		印刷製本費		
	補助対象経費合計			(補助金額以上の金額となります)
	その他補助対象外経費			
支出 合計			(収入合計と一致させてください)	

「スイッチON磯子」地区別計画推進組織名簿

年 月 日現在

団体名		
役職名	所 属	氏 名
会 長		
副会長		
会 計		

磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度「スイッチON磯子」事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

<不交付決定理由>

磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおり交付することと決定しましたので、通知します。

### 1 交付金額

合 計： \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

・ 地区別取組分： \_\_\_\_\_ 円

・ 地区別計画推進組織運営費分： \_\_\_\_\_ 円

### 2 交付条件

- (1) 活動の終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定するものとします。（補助金規則第14条）
- (2) 補助金は、「スイッチON磯子」事業補助金交付要綱に基づき、交付申請書のそれぞれの事業の補助金申請額を超えた配分や、他の経費に流用しないでください。（補助金規則第19条）
- (3) 虚偽その他の不正な手続で補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。（補助金規則第19条）
- (4) 余剰金が生じたときは、返還していただきます。（補助金規則第20条）
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。（補助金規則第27条）

# 年度「スイッチON磯子」事業補助金 交付請求書

年 月 日

磯子区長

団体名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日磯福第 号により交付決定の旨通知されました 年  
度「スイッチON磯子」事業補助金について、次の金額を請求します。

## 1 請求金額

\_\_\_\_\_円

(内 訳)

- ・地区別取組分：\_\_\_\_\_円
- ・地区別計画推進組織運営費分：\_\_\_\_\_円

## 2 振込先

		銀行		支店
種目	普通 ・ 当座	口座番号		
口座 名義 人	(フリガナ)			

(口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金を振り込んでください。	
代表者氏名	印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 実績報告書

年 月 日

磯子区長

年 月 日磯福第 号で補助金の交付を受けました「スイッチON磯子」事業について、  
年度の活動を終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

団体名		ふりがな	
		代表者氏名	
代表者住所			
補助金執行額	円		

■ 「スイッチON磯子」事業補助金 内訳表 (単位: 円)

(1) 地区別取組分 (要綱第 3 条)

No.	事業名	事業支出予算額		事業支出決算額	
			うち補助金 申請額		うち補助金 執行額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
	小 計				

(2) 地区別計画推進組織運営費分 (要綱第 3 条)

事業支出予算額	事業支出決算額
※	

[添付書類]

- ・「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 実施報告書 (第 11 号様式)
- ・「スイッチON磯子」事業補助金 地区推進組織運営費分 実施報告書・収支決算書 (第 12 号様式)
- ・「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支決算書 (第 13 号様式)
- ・「スイッチON磯子」事業補助金 領収書等提出用紙 (第 14 号様式)

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 実施報告書

事業名		内訳表No.	
実施団体			
事業の効果			
今後の課題			

■年間事業報告 (            年 4 月～            年 3 月)

月	日程 (回数)	内容	会場	参加者数 (人)
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				



年度 「スイッチON磯子」 事業補助金  
地区別計画推進組織運営費分 実施報告書・収支決算書

推進組織名	
予算額	_____ 円 (200 円 × <u>(a)</u> _____ 人)
決算額	_____ 円 (200 円 × <u>(b)</u> _____ 人)

■ 事業実績 ( \_\_\_\_\_ 年 4 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 3 月)

日程 (回数)	内 容	会 場	参加者数 (予定)	参加者数 (結果)
合 計	回		(a)	(b)

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 地区別取組分 収支決算書

事業名		内訳表No.	
-----	--	--------	--

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	決算内容説明
収	スイッチON磯子 事業補助金			
	参加者の会費・参加費			円× 人＝
入	自治会町内会・地区社協か らの助成金			自治会補助：                   円 地区社協助成金：           円
	その他 〔                                   〕			
収入 合計				(支出合計と一致させてください)

科 目		予 算 額	決 算 額	決算内容説明 <small>※書ききれない場合は、別添可。様式は問いません。</small>
支      出	補 助 対 象 経 費	活動費		使用料、賃借料：   円× 回＝ 燃料費： 交通費：
		消耗品費		事務用品：  食材費（各回ごと）：  飲料：                   円× 本＝                   円  その他消耗品：
		謝金		
		通信運搬費		切手代：                   円× 枚＝ その他郵送料：
		保険料		
		印刷製本費		資料印刷費：   円× 枚＝  その他印刷費：   円× 枚＝
	補助対象経費 合計			(補助金額以上の金額となります)
その他補助対象外経費				
支出 合計				(収入合計と一致させてください)

年度「スイッチON磯子」事業補助金  
領収書等提出用紙

領収書等貼付欄

（本用紙に貼付しきれない場合は、任意の様式に貼付してもかまいません。）

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 交付確定通知書

年 月 日に実施報告書の提出がありました 年度「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

### 1 補助金交付確定額

合計： \_\_\_\_\_ 円

(内 訳)

・地区別取組分： \_\_\_\_\_ 円

・地区推進組織運営費分： \_\_\_\_\_ 円

磯福第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 交付決定取消通知書

年 月 日磯福第 号による 年度磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」事業補助金の交付決定の全部・一部を次のとおり取り消しましたので通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

磯福第 号

年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

磯子区長 印

## 年度「スイッチON磯子」事業補助金 返還請求書

年 月 日磯福第 号により交付決定を取り消した 年度「スイッチON磯子」事業補助金については、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 返還金額
- 2 返還期日
- 3 理由